

# 会計年度任用職員（日額職・認知症地域支援推進員） 募集要項

## 1 職務内容

- (1) 鶴見区で実施する認知症に関わる事業の企画・調整・運営、関係機関間の連携
- (2) 鶴見区内地域ケアプラザエリアで実施している認知症に関わる事業について後方支援や助言、認知症の取組推進のアプローチ、好事例の横展開、エリアを超えた事業展開等
- (3) その他、所属長が必要と認める業務

※大規模災害時における災害対応業務も含む（基本的に補助的な業務で、勤務時間内のみ）

<事業内容>

- チームオレンジ
- 認知症に関する普及啓発
- 介護者支援の実施
- 認知症の人や家族の相談支援
- 若年性認知症の人や家族への支援
- 地域医療支援体制の構築と介護との連携

等の区域の認知症に関わる事業

## 2 応募資格

<次の要件に該当する方>

ア 次のいずれかの資格を有する方

保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士

イ パソコンの基本操作（エクセル・ワード・メールソフト outlook などの入力、端末操作等）ができること。

ウ 市民や事業者からの電話対応が問題なくできること。

エ 必要に応じて、従事する区内等の地域、施設等への出張ができること。

※医療機関、行政機関、地域包括支援センター、福祉施設等での業務経験があることが望ましい。

※認知症に関する相談・支援等の経験があることが望ましい。

## 3 募集人員

1名

## 4 採用日

令和8年4月1日

## 5 任用期間

採用日から令和9年3月31日まで

## 6 勤務条件及び報酬

※令和8年2月時点の予定です。制度改正等により金額は変更になる可能性があります。

勤務日	所属長が定める週4日
勤務時間	午前8時45分から午後5時15分まで（休憩時間：勤務時間中の1時間）又は午前11時30分から午後8時00分まで（休憩時間：勤務時間中の1時間）
勤務場所	鶴見区役所 高齢・障害支援課（横浜市鶴見区鶴見中央3丁目20-1）
給与	時給1,928円（通勤費用（実費相当額）及び期末手当を別途支給）
休暇	横浜市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則のとおり
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
その他	その他勤務条件等は横浜市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の関連規定に基づきます。

## 7 応募方法

### (1) 書類提出の方法

受付期間については、採用スケジュールをご覧ください。

※申込書類は簡易書留郵便にて提出してください（「会計年度任用職員申込書在中」と封筒表面に記載してください）。持ち込みの場合は締切日の正午までを期限とします。

それ以外の方法（メール送付など）での提出は受け付けません。

### (2) 提出書類

ア 会計年度任用職員申込書（第1号様式）

イ 認知症地域支援推進員 小論文等記入様式

### <提出書類作成時の注意点>

#### 【共通】

- ・指定の様式を使用して作成してください。
- ・パソコン等または直筆、どちらでの作成も可とします。直筆の場合は、黒または青ボールペン（消せるボールペン不可）を使用してください。

#### 【ア 会計年度任用職員申込書（第1号様式）】

- ・証明用写真を貼ってください（縦4cm×横3cm、カラー、背景無地で被写体の他には何も映り込んでいないもの、3か月以内に撮影、正面向、無帽、スナップ写真は不可、写真裏面に記名）。

#### 【イ 認知症地域支援推進員 小論文等記入様式】

- ・**テーマ：これまでの経験を踏まえ、認知症地域支援推進員として取り組みたいこと**
- ・テーマついて、ご自身の考えを800字程度でまとめてください。

## 8 選考方法

第1次選考（書類選考）：7(2)ア及びイによる選考を行います。

第2次選考（面接）：7(2)ア及びイを用いて面接を行います。

## 9 採用スケジュール

選考方法		日程など	結果通知
第一次選考	書類 選考	令和8年3月5日(木)【必着】 ※持ち込みの場合は正午まで	合否に関わらず、 <u>令和8年3月上旬</u> に、全員に <u>電話・文書で通知</u> します。
第二次選考	面接	令和8年3月中旬予定 ※集合時間や、会場の詳細は、第一次選考の合格者ごのみ通知で指定しますので、必ずご確認ください。	合否に関わらず、 <u>令和8年3月中旬以降</u> に、全員に <u>電話・文書で通知</u> します。

10 雇用時健康診断：雇入れ時に健康診断を受診していただきます。

※日程については別途連絡します。

## 11 注意事項

- (1) 選考において提出された書類は、一切返却しません。また、必要書類以外のものは提出しないでください。
- (2) 選考に際して区が収集する個人情報は、採用選考及び採用に関する事務以外の目的での使用はしません。
- (3) 応募要件にあわない方や提出書類に虚偽の記載があった場合や記載内容が正しくないことが明らかになった場合、採用するにふさわしくない非違行為等があった場合は、合格を取り消すことがあります。
- (4) 選考会場までの交通費はお支払いできません（自己負担とさせていただきます）。
- (5) 合格者が辞退した場合には、次点の方を繰り上げて合格とする場合があります。
- (6) 合格した場合、採用のための必要書類を急ぎご用意いただく場合がありますので、ご承知おきください。

## 12 問い合わせ

横浜市鶴見区高齢・障害支援課 担当 竹地・島田

〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3丁目20-1

電話 045-510-1775